

立川市泉市民体育館の指定管理者候補者の選定について

答 申

令和5年10月17日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和5年9月6日付立産ス第1073号により、立川市長から、「立川市泉市民体育館の指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに、下記団体を公募によらない選定による指定管理者候補者としてほしい旨の諮問を受けましたので、次のとおり答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会では、施設の設置目的を考慮し、指定管理者制度の趣旨をふまえ、公正かつ適正な視点から厳正に審査を行った結果、施設の性格や事業の内容等に鑑み、立川市泉市民体育館については、下記団体が指定管理者候補者として相応しいものと判断いたしました。

(1) 公の施設の名称及び位置、指定管理者候補者名

公の施設の名称及び位置	指定管理者候補者名
立川市泉市民体育館 立川市泉町786番地の11	シンコー・立川体協・アズビル共同事業体 【代表企業】 シンコースポーツ株式会社 中央区日本橋堀留町2丁目1番1号 【構成企業】 特定非営利活動法人立川市体育協会 立川市泉町786番地の11 泉市民体育館内 アズビル株式会社 千代田区丸の内2丁目7番3号

(2) 指定期間

立川市泉市民体育館

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・ 柴崎市民体育館休館中の利用者増に対応した適切な人員配置と、確実な施設運営に留意願いたい。

2 審査会日時

日 時	議事内容
令和5年9月6日(水) 午後3時00分から	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問・ 特命理由、施設概要、業務内容、仕様等の説明・ 書類審査・ 事業者による事業計画の説明・ 協議、審査・ 答申案の協議・ その他

なお、審査会開会前に、4人の委員が立川市泉市民体育館の現地視察を行いました。

3 審査の経過

公募によらず、シンコー・立川体協・アズビル共同事業体を特命で指定管理者とする理由として、泉市民体育館の次期指定期間中に、柴崎市民体育館の改修工事が予定されており、その間は、泉市民体育館の単館運営となり、大会開催調整や各団体間の利用日程の調整等による混乱が想定されることから、市民サービスの低下を最小限とするため、現指定管理者による更新を行いたい旨の説明がありました。

さらに、市から施設及び事業の概要、仕様等について説明を受けた後、書類審査を行いました。

ここでは、柴崎市民体育館の休館に伴う影響や、泉市民体育館の単館運営となる期間の対応状況、また共同事業体の構成企業や現在の利用状況などについての質疑がありました。

また、事業者による事業計画の説明の後、事業者に対して質疑を行いました。

ここでは、利用者の意見への対応方法や、周辺の施設との連携状況、直近の財務状況、障害者スポーツへの取組状況などについての質疑がありました。

これらを踏まえ、審査では、当該事業者について、①市民の平等かつ公平な利用が確保されるか、②施設の効用が最大限発揮されるか、③管理に要する経費の縮減が図れるか、④管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか、などの視点から協議を行いました。

その際、市内の既存施設である柴崎市民体育館が休館になることに伴い利用者の増加が見込まれること、その際に人員配置も含めた適切な体制での対応に留意してほしいなどの意見がありました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 長 野 基	大学准教授
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	宮 本 直 樹	公募
〃	齋 藤 正 雄	公募
〃	志 村 広一郎	公募